

「選択的夫婦別姓制度の導入など、一日も早い民法改正を

求める意見書」を採択することを求める陳情書

討論要旨 川村つよし議員

2021年6月23日の最高裁判所大法廷では「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである。」、「制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と指摘しています。

つまり、憲法問題ではなくて、法律の問題として、国会で議論をなささいということです。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年に選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正要綱試案を答申してから既に四半世紀が経過し、様々な議論が尽くされたにもかかわらず、国会がこれらを放置してきました。これ以上の議論の先延ばしは許されません。